暴力行為のない学校づくり
リーフレット

みんなで育てよう！安心して過ごせる学校作りに向けた想いや行動

暴力行為の背景へGo！

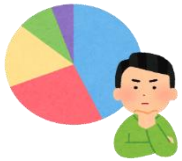

反映

理想とする児童・生徒の姿
「どのような児童・生徒に育てるのか」

成果

みんなが安心して過ごせる学校

反映

成果

Plan 暴力行為防止に向けた計画へGo！

Do① 発達支持的生徒指導へGo！

Do② 課題未然防止教育へGo!

Do③ 課題早期発見対応へGo!

Do④ 困難課題対応的生活指導へGo!

Check 評価 へGo！

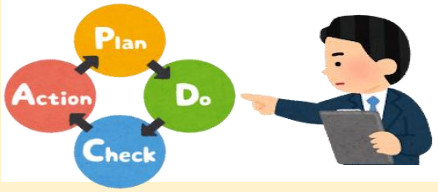

Action 改善へGo！

関係機関連携へGo！

参考

生徒指導提要 改訂版(令和４年12月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

暴力行為のない学校づくりについて 報告書
(平成23年７月 暴力行為のない学校づくり研究会)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/079/houkou/1310369.htm

東京都教育庁指導部　令和６年６月

はじめに

令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると近年暴力行為の発生件数が増加しています。

子供たち一人一人が安心して過ごせる学校であるためには、暴力行為の未然防止、前兆行動の早期発見・早期対応、発生時の対応方法の理解が不可欠です。全教職員でPDCAサイクルの視点で教育活動を見直し、課題を改善していきましょう。

目　次

- 本リーフレットの使い方 …… 2
- 暴力行為の背景 …… 3
- Plan 暴力行為防止に向けた計画 …… 4
- Do① 発達支持的生徒指導 …… 5
- Do② 課題未然防止教育 …… 6
- Do③ 課題早期発見対応 …… 7
- Do④ 困難課題対応的生活指導 …… 8
- Check 評価 …… 9
- Action 改善 …… 10
- 関係機関連携 …… 11

表紙の「GO」の項目、目次、各ページの右上の「表紙に戻る」「目次に戻る」をクリックすると該当ページに移動することができます。

本リーフレットの使い方について

リーフレットの活用方法例

- **暴力行為防止に向けた教育活動の理解を深める。**
  教育活動の改善に向けて理解を深められるように、暴力行為防止に向けた教育活動を「暴力行為の背景」「PDCAサイクルの各プロセス」「関係機関連携」ごとにまとめました。
- **役割に応じて暴力行為防止に向けた取組を確認する。**
  役割に応じてリーフレットを確認できるように 全教職員 生活指導主任 特別支援教育部会 教務部 研修担当 と色で印を付け分類しました。
- **「皆が安心して過ごせる学校作り」に向けて教育活動を改善していく。**
  現任校の取組をPDCAサイクルを通して、成果、課題、改善点の観点で振り返り、教育活動の改善を行っていけるような作りにしました。
  ① 年間の教育活動を振り返りたい場合は「表を用いた教育活動の精選」（P 9 参照）
  ② 全教職員で共通理解や意思統一を行いたい、他校種連携等を行いたい場合は「KJ法を用いたワークショップ研修」（P10参照）
  ③ 児童・生徒に対する対応方法を改善したい場合は「カウンセリング能力等の向上研修の実施」「事例検討 生活指導OJT」（P10参照）

「表を用いた教育活動の精選」、「KJ法を用いたワークショップ」の研修の展開例

※教職員が20人在籍する学校で研修を行うことを想定して作成しております。
必要に応じて研修方法や時間などを変更してください。

時間	研修内容	留意点等
5分	・ファシリテーターによる研修の趣旨説明 ・研修の目標を伝える。	・上記「リーフレットの活用方法例」を参考に説明する。 ・「成果」「課題」「改善」の視点をもち、教育活動を振り返り、課題の焦点化を図る等、伝える。
10分	**個人活動** 付箋に「成果」「課題」「改善点」を書き込む。	・個人のこと、学年のこと、学校全体のことなどどのようなことでもよいことを伝える。 ・付箋には誰の意見か分かるように名前を書く。
20分	**グループ活動（５人×４グループ）** ・表に付箋を貼りながら意見共有をする。 ・似た意見ごとに分類して、枠で囲む。 ・枠ごとにタイトルを付ける。 ・枠と枠に関連があれば「→」等で示す。	・グループは４～５人程度の少人数で構成することで意見を共有しやすい。 ・分類できない意見も大切にする。
15分	**全体共有** ・各グループごとにどのような話し合いを行ったかを全体共有する。（各グループ発表２分） ・ファシリテーターによる研修のまとめ ・管理職による講評	・全体共有で、ファシリテーターは教職員等のつぶやきを他につなげるなどして研修を深めていく。 ・研修のまとめを行う前に何人かの教職員に感想を発言してもらう。感想から新たな気付きや新たな視点等を見いだし、まとめに取り入れていく。

生活指導部や運営委員会等で研修の成果を振り返り、研修成果を管理職に報告する。

現任校の教育活動を各ページごとに、
成果 課題 改善
の視点をもって振り返っていきましょう。

遠隔地の方と他校間連携研修をするにはどうすればいいんだろう？

デジタルホワイトボードの活用

具体的な児童・生徒への対応方法が分からない。

スクールカウンセラーに研修を依頼
職場のみんなで話題をもち寄りOJT

暴力行為の背景

POINT 課題を分析して暴力行為のない学校づくりに向けた組織体制づくり

暴力行為の定義

全教職員で理解

自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為

- 対教師暴力
- 生徒間暴力
- 対人暴力
- 器物損壊

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

規律が保てなくなった学校の課題

- □児童・生徒理解の不足
- □指導方針に対する共通理解・認識の不足
- □個人の力量に頼る指導
- □生活指導重点目標及び指導基準の不明確さ

小学校で増加傾向にある暴力行為

生活指導主任は昨今の状況を把握

暴力行為の発生件数は、中学校、高等学校において減少傾向が見られるものの近年増加しました。
小学校において増加の傾向にあります。

暴力行為発生件数

	小学校	中学校	高校校	合計
平成21年度	7,115件	**43,715件**	**10,085件**	60,915件
平成27年度	17,078件	33,073件	6,655件	56,806件
令和３年度	48,138件	24,450件	3,853件	76,441件
令和４年度	**61,455件**	29,699件	4,272件	95,426件

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

もっと詳しく！
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

文部科学省HPへGO!

東京都教育委員会HPへGO!

このようなことが原因で困り感を感じている子供はいませんか？

学習に対してストレスを抱えている。
発達障害の疑いがある。
人間関係に課題を抱えている。

現任校の課題は、

課題に対する改善点は、

未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要

教職員それぞれの立場から児童・生徒理解を深め、暴力行為の背後にある要因を踏まえた上で、**児童・生徒の内面に迫る指導を推進**していきましょう。

個に応じた指導　**教職員と児童・生徒の人間関係を重視**　**家庭・地域・関係機関等との連携**

Plan 暴力行為防止に向けた計画

POINT 計画を実行するための組織的な指導体制づくり

指導体制づくりのポイント

全教職員で理解・推進

組織的な生活指導の推進

児童・生徒の姿を教職員間で共有し、校長を中心に、PDCAサイクルで組織的に取り組むシステムをつくり、全教職員で暴力行為の未然防止と早期発見・早期対応等の生活指導を推進していきます。

教職員間の温かい人間関係と互いの信頼感が大きな力となる

全ての教職員が共通理解した育てたい児童・生徒の姿 ▶ 暴力行為防止に向けた指導や援助

問題行動発生 →

いつでも全教職員で共通認識をもち、対応するためにはどうすればいいんだろう。

暴力行為があった場合、同じ階の教員はすぐに現場に駆け付け、複数で対応

問題行動が発生したら早急に管理職に報告し、指示を仰ぎ対応を行っていく

生活指導部で指導・援助

プロジェクトチーム発足

対応のための組織や教職員の役割を決める

その日のうちに保護者や関係機関に連絡、相談を行う。大切なのはスピード感のある報告！

問題行動が発生した場合、報告は早急に行いましょう。

×「午前中に起きたことを午後に報告する」 ×「相手が忙しそうだから報告しない」 ×「授業準備を理由に報告しない」

教職員の共通理解と関係機関との連携が重要

生活指導の方針・基準・目標の明確化

指導方針、指導基準、指導目標を文章にして明確にするとともに、全教職員に周知し共通理解を図ります。研修や日々の打合せで指導方法や考え方を共有して、教職員の指導に対する体制を整備していきます。

こんなことを話したら（相談したら）、叱られたり、指導力がないと思われたりしないかと思うことはないでしょうか。
有事の連絡体制のみに意識を向けるのではなく、日頃の相談を通して、「話をしても大丈夫」と互いに信頼関係を築いていくことはとても大切なことです。
朝の打合せ前や、放課後など「子供の様子を話す時間」を充実させてみませんか？

開かれた学校づくり

学校の教育目標として「児童・生徒がどのような力や態度を身に付けることができるように働きかけるのか」という点についての共通理解を図ること、そして、共通理解された目標の下で、全ての教職員が、児童・生徒に対して、粘り強い組織的な指導・援助を行っていくことが重要です。実践に当たっては、児童・生徒を取り巻く環境や発達段階を丁寧に理解した上で、全校的な取組を進めることが求められます。その際、働きかけを効果的なものにするためには、教職員と児童・生徒、教職員と保護者、教職員同士の信頼関係の形成に努めることが不可欠です。

Do① 発達支持的生徒指導

POINT 日々の児童・生徒への意識付けや声かけ

暴力行為を許さない校内の雰囲気づくり

全教職員で理解・推進

○　暴力行為を許容しない雰囲気づくりをする。

○　警察等の関係機関と連携した対応をためらわない。

○　学校の方針を明確にし、家庭や地域とも共有する。

「暴力をふるってもいいんだ。」、「暴力も仕方ない。」という誤った認識をもたれないようにします。

重要！　指導の方針が、安全で安心な学びの場を確保するためのものであることを丁寧に説明していくことが大切です。

暴力行為をしない人に育つことを意識した働きかけが重要

暴力行為は、暴力を受けた人の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではないという共通認識の下で、児童・生徒への対応に当たる必要があります。児童・生徒が暴力行為をしない人に育つ上で重要なのは、**人への思いやり、助け合いの心、コミュニケーションの力**を育む教育や**日頃の働きかけ**です。

コミュニケーションの向上につながる
日々の挨拶、声かけ、対話等！

期待される点
・他人に配慮しながらも自分の言いたいことを伝えられるようになる。
・ストレスをためず、怒りをコントロールできるようになる。

暴力の背景
・人の痛みを想像できない。
・「自分さえよければそれでよい。」という自己中心的な考え方が強い。
・自分の気持ちをうまく表現できずに衝動的な行動をとってしまう。

充実させていく！

道徳教育、人権教育、情報モラル教育

私は知っています！〇〇先生のこんな素敵な児童・生徒への働きかけ

規範意識の醸成　**学級における人間関係づくり**　**児童・生徒理解の深化**　**教育相談活動の充実**

Do② 課題未然防止教育

POINT 警察等の外部講師を招いた暴力行為の未然防止教室の実施

暴力行為の未然防止教育

児童・生徒に伝えたいこと

○暴力行為や正当な理由もなく刃物を携帯する行為は原則として非行に当たり、警察による捜査・調査、児相相談所による送致、家庭裁判所による処分などの対象になる可能性がある。

○暴力行為は、それを受けた人に身体の痛みとともに、恐怖感、屈辱感、絶望感、無力感など様々な感情を抱かせる。それらの感情は生涯にわたって、その人を苦しめ続ける可能性がある。

学年や全校体制で教育することが有効的

暴力行為・刃物携帯行為と非行

生活指導主任は罰則内容等を理解

行為	非行名 （罰 則）
暴力をふるって人にケガをさせた。	傷害罪（刑法第204条）
暴力をふるったが、相手はケガをしなかった。	暴行罪（刑法第208条）
暴力によって物を壊した。	器物損壊罪（刑法第261条）
刃物を携帯した。	銃砲刀剣類所持等取締法（第22条）違反 軽犯罪法（第１条２号）違反

少年事件対処の大まかな流れ

生活指導主任は対処の流れを理解

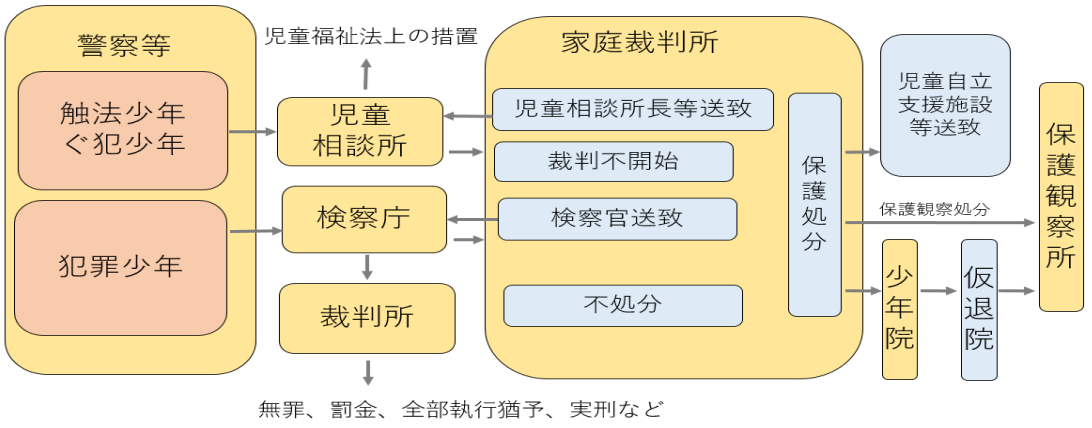

参照　生徒指導提要 第6章少年非行 P154

外部講師を活用した未然防止教育

道徳教育、人権教育、法教育、非行防止教育、薬物乱用防止教育などは教職員が行うほか

警察署・少年サポートセンターの職員、法務省の機関である法務局・検察庁・法務少年支援センター（少年鑑別所）・少年院・保護観察所の職員、弁護士、民間ボランティアである保護司・人権擁護委員などを外部講師として招いて行うことも考えられる。

情報モラル教育、ストレスマネジメント教育、怒りの対処法など

それを得意とする NPO 団体のメンバー、外部の医師や スクールカウンセラー などに依頼することも考えられる。

暴力行為の罪の重さを理解させることが重要

暴力行為等を軽く考えて、**「こんなことになるとは思わなかった。」と後悔することのない**ように児童・生徒には、自分の行動がどのような結果につながるのかを伝えておく必要があります。

Do③ 課題早期発見対応

POINT 暴力行為の前兆行動、精神的に不安定な児童・生徒を早期発見

暴力行為の前兆行動

粗暴な言動　殴る素振り　壊れない程度に物を蹴る　いじめ

前兆行動の早期発見

生活指導部会　特別支援教育部会等

暴力行為の前兆行動を早期に発見し、対応することが重要です。アセスメントについては発達面はもちろん、学習面、進路面、健康面、心理面、社会面（交友面）、家庭面などを多面的に見ていきます。

□学習面の遅れや進路の悩みが本人のストレスや自棄的な感情につながっていないか

□飲酒や薬物乱用などの問題行動が見られないか

□自己中心的な偏った考え方に陥っていないか

□学校や地域における交友関係のトラブルやいじめなどの問題がないか

□家庭における大きなストレスや被虐待の問題がないか

□発達障害等の障害を背景とした二次的な問題が起こっていないか

精神的に不安定な児童・生徒のサイン

心のサイン	□ 落ち着きがない 興奮しやすい	□ 神経過敏になる
	□ 不機嫌 イライラしている	□ 投げやりになる
行動のサイン	□ 欠席する・遅刻する 早退する・授業を抜け出す	□ 急に成績が落ちる 宿題をしてこない
	□ 帰宅時間が遅れる	□ 周囲から孤立する
	□ 集中力がなくなる	□ 自暴自棄な行動
	□ 忘れ物が増える	□ 教員に対しての嘘
	□ きまりや約束を守らない	□ 無視・反抗する
	□ 服装・髪型が乱れる	□ 友好関係の変化
	□ チックなどの神経症的習癖が見られる	□ 頭痛、腹痛、発熱、下痢、不眠、吐き気などを訴える

早期に対応し、必要に応じて関係機関と連携していくことが重要

早期対応

教育相談の手法により進めることが重要です。

・落ち着いた雰囲気や場所を提供する。
・精神的に不安定な状況を共感的に受け止める。
・丁寧に話を聴きながら精神的混乱を鎮める。
・ストレスの軽減を図る。

介入が必要と認められる場合、チーム学校として指導・援助を行います。

・学習支援や進路指導の強化
・保護者への働きかけ
・児童生徒間の関係の調整
・関係機関への相談
・医療や福祉へのつなぎ　　等

関係機関との連携

校内連携型支援チームなどで対応することが基本となりますが、この段階でも必要に応じて、関係機関等と連携することが大切です。

・発達障害等を背景とする二次的な問題や精神疾患が疑われる。
・薬物依存の症状としての粗暴な言動が疑われる。
・家庭に虐待や貧困の問題が疑われる。
・地域の不良交友が懸念される。

医療機関等
児童相談所
地方公共団体の福祉部門
警察

Do④ 困難課題対応的生活指導

POINT 被害を受けた児童・生徒や教職員のケアと回復支援
関係機関・団体等と連携を強化し加害児童・生徒へ指導と援助

暴力行為が発生した場合の緊急対応

生活指導主任は流れを整理する。

暴力行為発生 → 手当て → 安全確保 → 被害者：ケアと回復支援 / 加害者：クールダウン → 必要に応じて → 救急に連絡 / 警察に通報

児童・生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることが必要であり、**十分な教育的配慮の下で、出席停止や懲戒など毅然とした対応**を行う必要性があります。

暴力行為を表面のみで捉えて一方的に叱責するのではなく、信頼関係を前提とした対話を通じて、事実関係を聴き取るとともに、暴力行為の原因・背景を把握していきます。

暴力を伴ういじめを見逃さない

グループ内のケンカやふざけと軽く考えない

関わっているのが誰であれ、暴力は止めさせ、暴力を行使したことを問題にすることが重要です。

もっと詳しく！
生活指導リーフ
いじめと暴力
（文部科学省国立教育政策研究所）

児童・生徒の立ち直りを意識した指導と援助が重要

被害を受けた児童・生徒等のケアと回復支援

被害児童・生徒等は、身体の痛みだけではなく、心の痛みを抱えることになります。

その痛みが癒されるためには、適切な治療、家族や友人や教職員の支え、暴力行為に及んだ児童・生徒の心からの反省と謝罪、時間の経過などが必要です。

外科的な治療だけでなく、精神面のケアが必要と思われる児童・生徒には スクールカウンセラー が対応するほか、保護者とも相談の上、子供の発達や心理に詳しい医療機関につなぐことが考えられます。

暴力行為に及んだ児童・生徒への指導

暴力行為を及んだ児童・生徒が学校教育や社会から排除されて、孤独・孤立に陥れば、その児童・生徒は立ち直るきっかけをつかめず、更なる暴力行為に及んでしまう可能性もあります。

関係機関等と連携してネットワーク型の支援チームを組織し、学校内外の知恵を集め、関係機関等の専門的知見を借りながら、より深く多角的なアセスメントを行います。

アセスメントの際には、その児童・生徒の問題や弱みだけでなく、立ち直りに活用できる資源や児童・生徒の強みも視野に入れることが大切です。

暴力行為に及んだ児童・生徒が再び暴力行為に及ぶことのないよう、加害者が反省・謝罪して立ち直り、成長していくことは、本人の福祉とともに、学校や社会の安全・安心へとつながります。

Check 評価

POINT

指導体制や暴力行為防止に向けた取組を不断に見直して改善していく

各項目のポイント

全教職員で取組をチェック

背景	□ 現任校の問題行動の現状を把握している。 □ 近年の全国、東京都の問題行動等の傾向を理解している。
計画	□ 学校の教育目標を達成するために、生徒指導基本指針等を作成し全教職員で共有することができている。
実行	□ 暴力行為防止に向けて意図的・計画的に教育を実施している。 □ 警察等の外部講師を招いて、暴力行為の未然防止教室を実施している。 □ 気になる児童・生徒においては、発達面、学習面、進路面、健康面、心理面、社会面（交友面）、家庭面などを多面的な視点からアセスメントを行い、暴力行為の早期発見に努めている。
確認	□ 生徒指導計画を策定し、実施し、点検・評価を行い、次年度の改善へつなげている。
改善	□ 年間計画の中で生活指導力の向上等を目的とした研修が設定されている。
連携	□ 困ったときに誰に何を相談すればよいか、関係者の顔がわかる。 □ 暴力行為が発生した場合の連絡又は外部機関への対応について、全教職員で共通認識をもてている。

改善のための視点

・現任校の何が成果で、何が課題か。改善方法はあるのか。
・改善に要する時間はどのくらい必要か。
・全職員で取り組んでいくためにはどうすればいいか。
などの視点をもって教育活動の改善を図っていきます。

成果　課題　改善

表を用いた教育活動の精選

	未然防止教育	道徳科等	～	研修会
4月	全校集会			
5月		相互理解		事例検討
6月	アンガーマネジメント	道徳授業地区公開講座　等		付箋
7月	セーフティ教室			小中高合同研修会

年間の取組を一覧表で表すことによって、全教職員で意見を共有しやすくすることができます。各教育活動を関連付けたり成果や課題で評価したりする中で教育活動を精選することができます。

児童・生徒や保護者、地域にも一覧表を公開して、意見を取り入れていくことで児童・生徒や保護者、地域と目的意識を共有した教育活動を行うことができます。

子供の声を取り入れた教育の充実

保護者会、地域懇談会の充実

教務部は精選させた教育活動を教育計画に反映させていく。

家庭や地域、関係機関等 へのきめ細かな情報提供が重要

家庭や地域、関係機関等からの適正な評価は改善する上で有効です。暴力行為防止に向けた計画を策定、実施し、点検・評価を行い、改善につなげていきます。

Action 改善

POINT 事例検討、対処スキルの獲得・向上等を意識したワークショップ型研修

全教職員で研修　研修担当は生活指導部と連携

生活指導力の向上

カウンセリング能力等の向上研修の実施

心理面の問題に対処できるよう、教職員に対して基礎的なカウンセリング等に関する研修をスクールカウンセラーと協働して行う。

事例検討　生活指導OJT

1　問題発生以前の状況はどうか。
2　起きたのはどんなことか。
3　その結果どんなことが起こったか。

事象を３点に分けて把握することで、課題の背景が理解され、適切な対処の手だての検討がしやすくなります。対応を検討することで、より適切な対応ができるようになります。

例題
隣の子どもからヒソヒソ声でからかわれる。
「うるさい！」と言って隣の子どもを小突いた。小突いた子どもの行為だけが教員に見とがめられた。

共通理解・意思統一

KJ法を用いたワークショップ研修

KJ法を用いたワークショップを行うことで、教職員一人一人の声を取り上げることができ、全体で共通理解や意思統一を図る上で有効です。また、デジタル機器を活用することで、場所を選ばずに実施でき、学校間連携等が行いやすくなります。

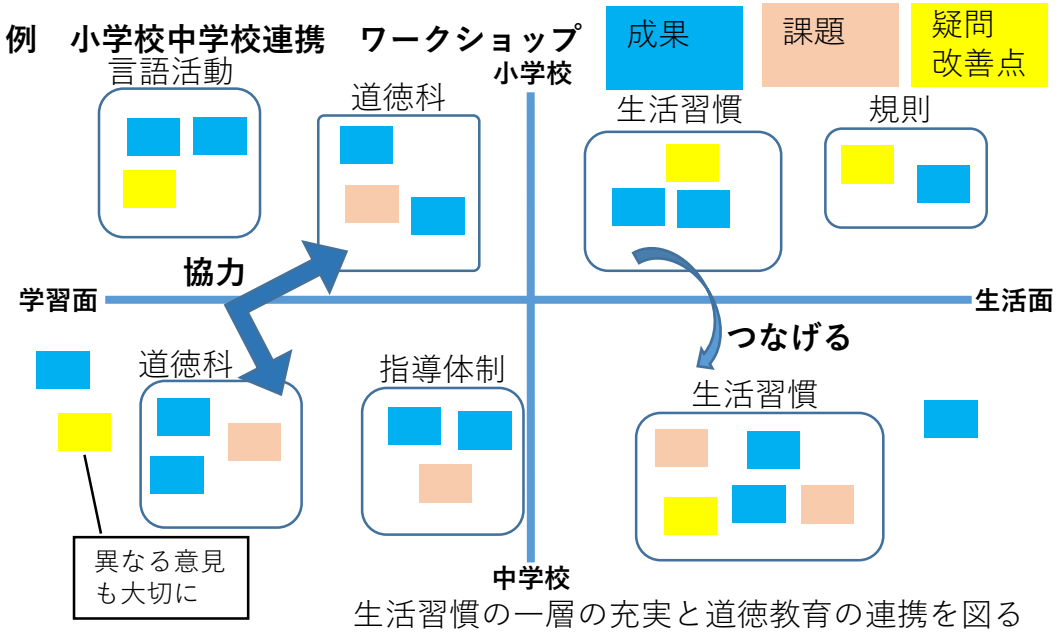

日々の打合せや研修等で生活指導を見直し、改善していくことが重要

生活指導力の向上 ＋ 共通理解・意思統一 → 組織体制の改善 組織的対応の整備

関係機関連携

POINT 相手を知り、顔の見える関係をつくっておくこと

小中高連携

つながりの中で各学校種の役割を認識した指導が求められます。

小学校
□学校全体としての共通した学習規律の徹底
□全校体制での生活指導体制の確立
□言語活動の充実
□道徳科の時間を要とした道徳教育の推進

小中連携
「中1ギャップ」などの不適応の解消を図るためにも、日頃の連携が必要です。
例　・中学校の学級編制
　　・共通の校則づくり
　　・部会の設置
　　・合同の研修等

中学校
□基本的な生活習慣の確立
□規範意識に基づいた行動様式の定着
□指導体制の在り方

中高連携
中学生に対して十分な学校説明と体験入学などを行い、入学希望の生徒に学校の特徴を理解させる工夫が必要です。
例　・中高一貫した支援・指導
　　・学校行事への協力
　　・部活動への参加

高等学校
□基本的な生活習慣の確立
□規範意識の向上
□校内規律の維持
□教育的見地による処分

地域、保護者、関係機関

授業参観、学校行事、合同研修を通して互いを理解し合う

教育委員会
・授業力、生活指導力の向上
・管理職のリーダーシップの向上
・教職員・学年間の相互理解の向上
・校内支援体制への指導・助言　など

もっと詳しく！
学校サポートチームによる健全育成の推進について（令和３年１月 東京都教育庁指導部）

学校と警察等との連携（平成25年１月 文部科学省 国立教育政策研究所）

関係機関に関する情報を蓄積・更新・共有することが重要

校内にはどのような分野を得意とする教職員がいるのかを把握・共有した上で、連携可能な関係機関等に関する情報を蓄積・更新・共有していく。